

宜野湾市報 英語版

宜野湾市野嵩1-1-1 | ☎098-893-4111
@GINOWANCITY.MULTILINGUAL



外国人の方も参加が必要です。人数を数えます!

令和7年国勢調査

5年に1度の国勢調査が全国一斉に実施されます

Q 国勢調査とは?

A 日本国内に住む「すべての人と世帯」を対象とした、最も重要な統計調査で、大正9年に第1回調査が実施され、今回は22回目の調査です。
調査の結果は国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料として利用されるほか、民間企業や大学・研究所等でも幅広く活用されています。

Q いつ調査するの?

A 令和7年10月1日現在を調査期日として実施します。統計調査員が、9月から調査書類の配布のため各世帯を訪問します。

Q 回答方法は?

A インターネットを利用してスマートフォンやパソコンから回答できる「オンライン調査」による回答が便利です!従来の紙の調査票での「郵送回答」もできます。

■インターネットでの回答がかんたん・便利です!

スマホからかんたんログイン!

世帯へ配布される「インターネット回答依頼書」のログイン用QRコードからかんたんにログインできます。



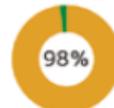
24時間回答できる!

スマホ・タブレット・パソコンからいつでも、どこからでも回答できます。



利用者から好評!

令和2年国勢調査ではインターネット回答した人の98%が「次回もインターネットで回答したい」と答えています。



企画政策課 統計係 ☎893-4103

第48回
はなびも祭り

2025年
9月27日・28日
宜野湾海浜公園多目的広場

第33回
おやも祭り
おチャーン大会

主催 / 宜野湾はごろも祭り実行委員会 (☎098-897-2764)

マイナンバーカード 電子証明書更新について

マイナンバーカードには、電子証明書が搭載されており、発行日から5年の有効期限があります。有効期限満了の2~3カ月前に更新通知が届きますので、カードをご持参の上、窓口にて更新手続きをお願いします。

電子証明書を更新しないと、マイナンバーカードを使ったオンラインサービスは利用できません。

手続き方法:

- マイナンバーカードをお持ちのうえ、市役所の窓口で更新手続きを行ってください。
- カード自体の更新は不要です。本手続きは電子証明書の更新のみです。

注:

月曜日、金曜日、連休明けは、特に窓口が混み合うためお時間に余裕をもってご来庁ください。

場所:

本庁 1階 市民課 3番窓口
☎ 098-893-4411 内線 2773



市の人口 7月末現在

人口	100,313 (+43)
世帯数	48,706 (+55)
外国人数	2,387 (+13)
国籍数	55(±0)

国民健康保険に関する最近の変更について

法改正に伴い、R6.12.2以降において被保険者証の新規発行が終了したことにより、以下に該当する方に対して、資格確認書または資格情報のお知らせを交付いたします。健康保険証をマイナンバーカードに紐づけていなくても、医療は引き続き受けられます。

📧 郵送方法：新しい資格確認書等を、世帯主宛てに7月上旬より随時郵送しております。

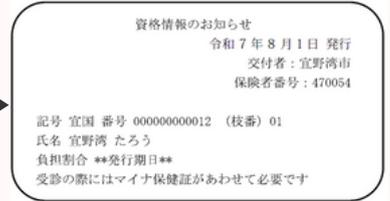
📅 7月下旬までに届かなかった場合は、国民健康保険課給付係まで、お問い合わせください。

	郵送方法	不在の場合	有効期限
マイナ保険証 なし	簡易書留郵便で「資格確認書」を郵送	再配達か郵便局で受取り	R8.7.31期限
マイナ保険証 あり	普通郵便で「資格情報のお知らせ」を郵送	---	期限なし（70歳～74歳を除く）

資格確認書 →



資格情報のお知らせ →



令和7年度から国民健康保険税での主な変更点について

1. 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、令和7年度より賦課限度額が引き上げられます。これにより、より多くの世帯が上限額の適用を受けられるようになり、医療費負担の抑制につながります。

2. 法定軽減制度の対象となる軽減判定所得水準の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、令和7年度より5割軽減と2割軽減の軽減判定所得基準が引き上げられます。これにより、より多くの世帯が軽減措置を受けやすくなり、自己負担額の軽減につながります。

	改正後
医療分	66万円（1万円引き上げ）
後期高齢者支援分	26万円（2万円引き上げ）
介護分	17万円
合計	109万円（3万円引き上げ）

軽減割合	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数*)
5割軽減	43万円+30.5万円（1万円引き上げ）×被保険者数*1+10万円×(給与所得者等の数**−1)
2割軽減	43万円+56万円（1.5万円引き上げ）×被保険者数*1+10万円×(給与所得者等の数**−1)

*1 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療保険の被保険者に移行した者も含む。

*2 一定の給与所得と公的年金等に係る所得を有する者。

後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ 令和7年8月からの重要な変更について

1. 令和7年8月から資格確認書に切り替わります。

法改正に伴い、「後期高齢者医療被保険者証」は「後期高齢者医療資格確認書」に変わりました。

📧 新しい資格確認書は郵送で送付されます（有効期限：令和8年7月31日まで）。

📅 8月からは、医療機関を受診するときに新しい資格確認書をご提示ください。

👉 マイナ保険証をお持ちの方は、そちらで受診することも可能です。

注：後期高齢者医療制度では、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず一律資格確認書を送付する暫定運用を継続しています。

2. 「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」も変わります。

「被保険者証（資格確認書）」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の機能が1枚に集約されました。

- 前年度、薄いむらさき色の証の交付を受けていた方は、限度区分を併記した資格確認書を郵送します。（申請不要）。
- 限度区分が記載されていると、医療機関等で入院・受診の際、自己負担額が限度額（月額）までの負担となります。（申請不要）。
- 資格確認書に限度区分が記載されていない方は、申請により限度区分を併記した資格確認書を交付します。申請に必要な方は、下記までお問合せください。



タイトルが「後期高齢者医療資格確認書」に変わります。

有効期限は令和8年7月31日です。

国民健康保険課

☎ 098-893-4411

保険税係 内線 4245・4261

後期高齢者医療係 内線 4271・4272

給付係 内線 4226